平成２９年（フ）第４号
愛媛県宇和島市吉田町鶴間543番地７　市営住宅13号棟309号
債務者　丸川ツル子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第７号
愛媛県宇和島市津島町岩松丁62番地１
債務者　山口　豊
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田1362番地７　プレシャスタウン２－３号
債務者　中山　剛
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
相模原市緑区東橋本３丁目12番27号グリーンパークＡ102
債務者　下坂　健太
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３８号
福井県越前市幸町７番15号
債務者　小鍛治利一
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２９年（フ）第６９６号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目28番12号
債務者　飯田　康司
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５１号
愛知県岡崎市細川町字扇田59番地14
債務者　竹谷　祐介
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
函館市中道１丁目12番14号　サクセス中道205号
債務者　長屋　昌浩
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６５号
函館市小安町４番地８
債務者　川島　遼
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６６号
函館市亀田港町35番８号　コーポＪＵＮ201
債務者　佐藤　利光
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６７号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目10番19号
債務者　山崎　玲子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
宮城県石巻市水押３丁目５番13―501号、前住所大阪府枚方市野村元町20番１―403号
債務者　佐伯　欽也
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
島根県出雲市今市町2008番地37　市営一の谷住宅123
債務者　内田　信也
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第４５号
栃木県佐野市茂呂山町14番地１　ハイムエレガントＥ201
債務者　小城　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８８８号
愛知県小牧市小木２丁目389番地２の１　ジャルダンＩ　202号室、住民票上の住所愛知県小牧市大字南外山291番地
債務者　小川　将宏
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
名古屋市東区橦木町３丁目52番地　ソレーユベルテ橦木801号、従前の住所岐阜市五坪２丁目２番２―201号（モアグレース田神２）
債務者　岩本　隆
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５号
名古屋市北区大野町２丁目22番地　大野荘１号
債務者　大津建築板金店こと大津板金こと昂神佐波こと　大津富美一
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部